

平成26年度第1回就労支援専門部会 議事概要

平成26年5月27日（火）18時～
県庁南庁舎4階第1会議室（相談室）

1 開 会

障害福祉課長あいさつ

2 議 題

（1）正・副部会長の選任について

内藤委員を部会長、藤尾委員を副部会長に選出

（2）報告事項

① 平成26年度重点事業

（事務局より資料に基づき説明）

○坂本委員：企業支援員（障害者雇用アドバイザー）はナカポツセンター（障害者就業・生活支援センター）に配置されるのか。

○事務局：はい。

○藤尾副部会長：正確には、ナカポツセンター（の運営）を受託している法人が（企業支援員事業を）受託している形になっている。

○坂本委員：ナカポツセンターにいるとは限らず、ナカポツセンターを運営する法人のどこかの事業所にいることもあるのか。

○山田課長：ナカポツの支援員は、労働局の就労支援員、障害福祉課の生活支援員、産業人材課の企業支援員とそれぞれ委託事業があつてほぼ一体的にナカポツとして就労から定着まで一体的に取り組んでいる。以前から議論していたが、特別支援学校のほか、ナカポツ、労働局からアドバイスをいただきながら、産業人材課と連携して事業の拡充に至った。

○坂本委員：管轄がそれぞれ違うのか。

- 山田課長：違うが、ナカポツで一体的に取り組んでいると理解している。
- 坂本委員：就労移行支援事業所から見ると、どこの財源で誰が来ているかはわからない。現実的には、企業支援員だったり生活支援員だったりということは意識しないで日々いろいろな仕事をしているので。ただ、根拠としては、こういうことなんだなと分かった。
- 藤尾副部長：活動の内容は企業支援員なら企業支援員として明確に打ち出されている。例えば地域の方や就労移行支援事業所にどういうメリットがあるかという、一例を挙げると、ネットワーク強化充実事業の中で会議がある中で、地域の企業支援員が開拓した求人情報等が水平展開されて、そこから就労や実習の情報が入ってくるとすぐに地域で連携ができる。そういう意味ではナカポツの受託法人が企業支援員事業を受託すると地域に水平展開されるという流れがある。
- 内藤部長：継続事業の一番下にA型への対応で財源は別途対応とあるが、就労支援専門部会では大きな流れとして一番最初に就労移行支援事業所に着目し、一般への就労をどうしようかという論点を中心だった。そのときには、千葉県にはナカポツセンターが全圏域にあるし、そこに就労支援ネットワーク強化充実事業も後押しするので、ナカポツセンターに基本的に頑張っていたただく方向で障害のある方の就労を展開しようという大きな流れがあった。
- 次に、翌年、B型事業所はどのような形で充実したらよいかという話となった。その翌年、去年だが、A型事業所はどうしようかとなった。実際には、今の段階では財源がつく事業には結びついていないが、本年度も継続の重点項目として挙げられている経緯がある。

② 平成26年度就労支援専門部会の開催計画
(事務局より資料に基づき説明)

- 内藤部長：今日を含めて第3回まで第五次障害者計画について意見を出していく。前年度まで続けてきた県の就労支援のポイントを定めてそれに関して県の施策がどうあるべきか、財政からどのように予算をつけてもらうかという具体的な話は今年は4回目以降とし、前半3回までは計画に関しての議論に集中することとなる。

(3) 審議事項

- ① 第五次千葉県障害者計画
(事務局より資料に基づき説明)

○内藤部会長：今の事務局の説明の中で、障害者計画策定に関して就労支援専門部会が担わなければならない分野が資料 3-9 の項目も含めて示されたが、計画の就労分野を責任をもって考えていくのはこの場なので、我々の責任は重大なものである。

基本的には、千葉県総合計画と整合させることが計画策定におけるポリシーであるので、総合計画に目を通していただくとともに、この場で全ての意見出しというわけにもいかないの、次の会議までに意見を出していただく必要がある。

○杉本委員：3点質問があるので教えていただきたい。

- ①資料 3-3 の特別支援学校高等部卒業生の就職率が目標としてあるが、なぜ 26 年度の数値が 30%に下がるのか。
②資料 3-8 の総合計画に「障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築」というメッセージがあるが、民間では「障害のある人がその人らしく」という言葉はあまり使わないので、「その人らしく」というメッセージの仕方ですべてにいいのかよくわからない。
③資料 3-7 の国の施策分野の中の「国際協力」がどのようなものか。

○事務局：1点目の目標に関しては、現計画策定当時に設定した目標であり、目標を下げたということではなく当初の計画で30%を目標としたものである。ある意味では目標が低かったということがあるかもしれない。

2点目の「障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築」は、総合計画で使っている言葉で、言いたいことは、障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、地域社会の中で人々と共生してその人らしく暮らせる環境を整備するということである。

3点目の国際協力に関しては、国の説明資料では基本的な考え方として「障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体等による国際交流の推進等を進める。また、障害者権利条約について、その早期締結に向け、必要な手続を進める。」とされている。

- 藤尾副部長：資料 3-9 の項目で、例えば「委託訓練事業の受講者数」とあるが、資料 3-3 では「委託訓練事業を受講して就職する福祉施設利用者」と対象者が明確にされているが、別立てで考えていくのか、包括した形で考えるのか、どのような捉え方をしていくのか整理しないと混乱するのでは。
- 事務局：資料 3-9 の就労移行支援事業者等の「等」に含まれるのは就労移行支援事業者のほか就労継続支援事業と限定されている。
- 内藤部長：おそらく基本計画についても、障害福祉計画についても基本指針があるわけで、ある程度定義はついて、その上であえて千葉県で独自の項目となるようなものがあれば出すということで考えていきたい。
- 内藤部長：次に 3 人の委員から事前にいただいている意見について、まず杉本委員から説明をお願いします。

(杉本委員から資料の参考 5 に基づき説明)

- 事務局：企業の合理的配慮の具体例については、国の研究会で指針の案が出たと聞いているので、後で紹介できればと思う。
- 杉本委員：企業側がかなり配慮したとしても、障害者の社員の側がどこまで期待しているかもあり難しい。期待と満足という話が必ず出てきて、合理的配慮が義務付けられた中で障害者の方がどの程度まで期待しているか、それによって配慮に満足するのかもしれない。いろいろある。
- 内藤部長：次に高橋委員から説明をお願いします。

(高橋委員から資料の参考 5 に基づき説明)

- 高橋委員：就労移行は 6 か月間（就労が）継続すると（事業所が）お金をもらえるが、B 型は継続してもそれがない。その後のケアもなかなかできずどうしたらいいのかなというのがある。また、障害当事者が活動しているが、その中でぴあの育成、当事者が就労支援できる環境作りをしていけたらと思う。
- では、渡部委員から説明をお願いします。

(渡部委員から資料の参考5に基づき説明)

○渡部委員：自分の学校でも卒業後3年以内までは学校として卒業生に関与しているが、それ以上となると難しいところがあり、全体的に大きな課題である。

法定雇用率の問題だけでなく、障害者雇用が企業文化の改善に効果があるとの認識を示す企業が出てきた。障害のある生徒たちを知ってもらう機会を増やしていきたい。

意見の最後の段落（計画の担当部署を明記すること）については、資料において数値を管理する課が明記されているので取り下げることとしたい。

○内藤部会長：ありがとうございました。3人の方以外からも次回までに意見を出していただき、次に集まるときには、いただいた意見を一覧表の形でこの場に提示し、検討していく。指標を策定するに当たって、どれに当てはまるのか等、相当突っ込んだ話をしないと具体的な意見を本部会に提出できないと思われるので、今日の議論・資料を踏まえ、意見の提出をお願いしたい。

② その他
なし

3 閉 会

(事務局より連絡)

- ・ 今日の議論をもとに骨子案を作成していく。
- ・ 次回は6月27日～7月3日の間を予定。